

桑名市告示第149号

桑名市ささえあい支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市ささえあい支援事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市ささえあい支援事業実施要綱（平成30年桑名市告示第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ささえあい支援事業（）」を削り、「第3条第1号コ」を「第3条第2号ウ」に改め、「規定する」の次に「地域介護予防活動支援事業として実施する」を加え、「をいう。以下」を「（以下）」に改める。

第2条中「第5条第1号又は第3号」を「第5条第2号及び第3号」に改める。

第3条第1号中「又は」を「、まちづくり協議会その他」に改める。

第4条各号を次のように改める。

(1) 実施団体は、本サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者、第1号介護予防支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(2) 実施団体は、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画（桑名市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（令和6年桑名市告示第147号）の規定により作成されるケアプランを含む。）を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った本サービスを提供するものとする。

第7条中「必要に応じ、」を「規則別表第1一般介護予防事業の部地域介護予防活動支援事業の項に規定する」に改め、「高齢者サポーター養成講座等」の次に「の研修」を加える。

第10条第1項中「係る介護予防ケアマネジメント等による」を削る。

第11条第2項中「第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。）の」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。